

平成18年第5回定例会

斑鳩町議会会議録

平成18年12月20日

午前9時30分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (13名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	13番	木澤正男
14番	里川宜志子	15番	中西和夫
16番	中川靖広		

1, 欠席議員 (1名)

12番 木田守彦

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 浦口隆 係長 峯川敏明

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	清水建也
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西本喜一
企画財政課参事	野口英治	税務課長	藤原伸宏
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	西川肇
健康推進課長	植村俊彦	環境対策課長	植嶋滋継
住民課長	阪野輝男	都市建設部長	藤本宗司

建設課長	加藤保幸	観光産業課長	今西弘至
都市整備課長	藤川岳志	都市整備課参事	堤和雄
教委総務課長	野崎一也	生涯学習課長	山崎善之
上下水道部長	池田善紀	下水道課長	谷口裕司

1, 議事日程

- 日程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日程 3. 総務常任委員長報告について
- 日程 4. 都市基盤特別委員長報告について
- 日程 5. 議会運営委員長報告について
- 日程 6. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程 7. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程 1. 発議第10号 医師・看護師等の増員を求める意見書について
- 追加日程 2. 発議第11号 総合周産期母子医療センターの設置と周産期医療体制の充実を求める意見書について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。木田議員から欠席の連絡を受けています。よってこれより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従い議事を進めてまいります。

日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。3番、飯高委員長。

○建設水道常任委員長（飯高昭二君） 皆さん、おはようございます。

それでは、建設水道常任委員会の審査結果についてご報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、12月11日全委員出席のもと委員会を開会いたしました。その審査の概要と結果について報告をいたします。

まず初めに、本会議からの付託議案であります（1）議案第74号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、理事者から説明を受けた後、委員より、地方債補正利率の但し書きについての質疑があり、理事者より利率最高限度額を何%以内という予算設定するのが定説になっているとの答弁がありました。本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、（2）議案第76号 平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とし、理事者から説明を受けた後、委員より、地方債の増額補正についての質疑があり、理事者より、年度末を見込んだ財源調整としての補正であるとの答弁があり、本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、（3）議案第77号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）を議題とし、理事者から説明を受けた後、委員より、低入札価格の調査制度における聞き取り調査の日程について、学童の歩道と立坑の設置場所と工事車両場所の考え方について質疑があり、理事者より、聞き取り調査の日程については改札された日から1週間以内に手持ち工事の状況や資材の状況、資材の購入予定等の調査をするための日程を設定し、積算内訳の分析や業者に対しての事情聴取をする段階で

十分把握し分析をするための時間を考慮している。また、学童の歩道については、教育委員会と十分安全な対応が出来るよう調整しているとの答弁がありました。本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、（４）議案第７８号 平成１８年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その２）を議題とし、理事者から説明を受けた後、委員より、低入札価格調査の辞退について、案件の関連としてパークウェイの橋梁と管渠工事との取り扱いについて質疑があり、理事者より答弁がありましたが、詳細は割愛させていただきます。本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、継続審査案件であります（１）公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者より説明を求めたところ、現在発注済みの公共下水道工事の進捗状況で、龍田北汚水幹線２工区工事は、現在、シールド掘進機が龍田神社前に到達し、管内部の設備等撤去作業が進められており、進捗率７５％で、平成１９年３月２８日の完了を目指し順調に作業が進められている。

次に、面的整備について、五百井１丁目地内第１４工区－１工事、進捗率５５％、五百井１丁目から法隆寺南１丁目第１４工区－２工事、進捗率２０％、五百井１丁目、興留１丁目地内第１４工区－３工事、進捗率１０％、法隆寺南１丁目地内第２４工区－１工事、進捗率３０％、小吉田１丁目地内第３工区－１工事、進捗率７０％、興留９丁目地内第１９工区－１工事、進捗率１５％、興留１丁目地内第２４工区－２工事、進捗率１０％で各工事の本管理設工事が進められており、年度内に完了を目指し、順調に作業が進められているとの報告がありました。

次に、１２月５日現在の公共下水道接続申請状況は、確認申請受付件数が１，１７３件、検査済み件数が１，１２５件、また融資あっせん利用件数が１９件、浄化水槽雨水貯留施設転用申請件数が１１件となっている。

公共下水道事業に関することについては、委員会として、説明を受け了承することといたしました。

次に、（２）陳情第１号 神南４丁目のマンション建設に関する陳情について（その１）、（３）陳情第２号 神南４丁目のマンション建設に関する陳情について（その２）の２議案につきましては、同じ神南４丁目のマンション建設に対する陳情書であり２議案を一括議題とし進めることといたしました。

その内容は、前回委員会以降、申請の代理人 I A O 武田設計の担当に確認したところ事前協議の申出書の取り下げ手続を行う方向で事業者である株式会社ダイエイ不動産及び近畿中央ビルドとの間で話が進んでいる。また、I A O 武田設計からは、現在の計画地の土地所有者である株式会社アゼルが事業主となり新たなマンション計画を進めている。このことに関して、12月3日、地元自治会と近隣の住民に対し、事業者より建築概要説明書を配布されたとの確認をしている。今後、新たな計画に伴い、斑鳩町開発指導要綱に基づく事前協議手続については、現在提出されている事前協議申出書の取り下げ願いとあわせて近日中に手続を行うとのことで、引き続き状況の確認に努めているとの報告がありました。

委員からは、今回の動きの中で、前の陳情書に対して陳情者と話をし、次回の委員会で陳情に対しての結論を出していく方向で、今回は状況の変化があったとの報告を受け継続しておくべきとの意見があり、引き続き状況等を見守っていくということで継続審査といたしました。

次に、各課報告事項について、（1）議案第61号 審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例についてのうち当委員会所管に関するものについて、（3）審議会等附属機関等の見直しに係る関係規則の整備に関する規則について、及び（4）斑鳩町旅館及び遊技場建築審査会規則（案）についても、関係することから、一括議題とし進めることといたしました。

その内容は、（1）議案第61号 審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例について、斑鳩町附属機関設置条例の別表のうち、附属機関の名称を斑鳩町旅館建築審査会から斑鳩町旅館及び遊技場建築審査会に改める。斑鳩町営住宅入居者選考委員会については、廃止することに伴い別表から削除する。また、斑鳩町都市計画審議会条例の一部の改正に伴うもので、今回の改正点は、都市計画審議会の委員定数の変更との説明がありました。

次に、（3）審議会等附属機関等の見直しに係る関係規則の整備に関する規則、新旧対照表の斑鳩町旅館建築の規制に関する条例施行規則の一部改正についての説明がありました。

続いて、（4）斑鳩町旅館及び遊技場建築審査会規則については、斑鳩町旅館建築審査会と斑鳩町遊技場建築審査会を斑鳩町旅館及び遊技場建築審査会として統合することに伴い、統合後の組織及び運営に関することについての説明がありました。

委員より、斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例、新旧対照表の第9条2項の入居に関し配慮することについて質疑があり、理事者より答弁がありましたが、詳細は割愛させていただきます。

以上、各課所管に関する件については、報告を受け、了承したということで終わりました。

次に、(2) 議案第72号 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)についてのうち、当委員会所管に関するものについて担当課より説明があり、委員より質疑をお受けしたところ、質疑もなく、本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり了承すべきものと決しました。

次に、(5) 前回委員会の指摘事項について、1、三代川改修に伴う軽便鉄道跡地の処分について、2、御幸大橋右折レーンの経過と進捗状況について、3、竜田川改修工事における要望事項について、担当課より説明があり、委員より、軽便鉄道跡地の図面についての指摘等の質疑があり、理事者より答弁がありましたが、詳細は割愛させていただきます。

次に、その他として、委員より、守谷池の整備に伴う雑木について質疑があり、理事者より答弁がありましたが、詳細は割愛させていただきます。

以上が開会中におけます審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

最後に、当委員会として、1、公共下水道事業に関することについて、2、陳情第1号 神南4丁目マンション建設に関する陳情書について(その1)、3、陳情第2号 神南4丁目マンション建設に関する陳情書について(その2)、4、委員会条例第2条第1項第3号の定める所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決定し議長に申し入れております。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長(中川靖広君) 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。11番、三木委員長。

○厚生常任委員長(三木誓士君) それでは、厚生常任委員会委員長報告を行います。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査のため、12月13日、全委員出席のもと委員会を開会いたしましたので、審査の概要と結果についてご報告申し

上げます。

まず、本会議からの付託議案であります（１）議案第69号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を受けた後、委員より質疑をお受けしたところ、今回の条例改正は、所得税、住民税が税制改正で大きく影響を受けている中、介護保険料も上がっており、高齢者の負担増が大きく、来年度は現在軽減している経過措置の影響もある。都市部で大幅増の影響を受けていることについて、また介護分だけで赤字になっている構造上の問題がある。介護保険運協の付帯意見について、滞納者の状況について等の質疑がありました。

本件については、討論を要するとの申し出があり、賛否の討論を行うことといたしました。

初めに、本案を可決することに反対の意見として、この間、年金生活者では、所得税、住民税、介護保険料などの値上げが繰り返し行われ、社会的格差が広がる中、国庫負担率が削られ、市町村、被保険者への負担が重くのしかかっているという問題のある保険制度である。特に介護保険が始まってから、国保特会の介護納付金で9,000万円以上の赤字を単年度に生み出すといった構造的な問題があり、その問題を放っておくままさらに住民負担増をしていくという考え方は納得出来ない。

また、後期高齢者保険制度が創設されるが、高齢者医療支援分の納付金の支出も出てくる。これの税率も示されていない段階で、今回税率改正を行わなければならないか大きな疑問がある。国保税問題は市町村レベルの問題でなく、国に対し声を上げ、町民負担の増にならないよう努力されたいとの意見がありました。

次に、可決することに賛成の意見として、斑鳩町の国保財政は税収と給付のバランスが図られておらず、17年度決算においても税の100%収納をもってしても年度赤字を生じさせる現状にあり、赤字額も年々大きくなっている。一方、国民健康保険の加入者には高齢者や退職者も多く、他の医療保険に比べると経済的基盤が弱いのも事実であり、国保財政の運営が困難な局面に立たされているものと考えている。しかし、国民健康保険の多額の累積赤字を放置することは出来ず、財政立て直しは急務の課題であり、今後赤字を出来る限り増加させないために、今回提案の税率改定は、被保険者の負担増についても配慮されていること、10年ぶりの改定であること等を考慮し、やむを得ないと考える。

町においては、国保運協答申の付帯意見を十分尊重し、収納率向上、医療費抑制に引

き続き努力され、国保財政立て直しのためあらゆる手だてを講じるようその方策を追求されたいとの意見がありました。

本案については、賛否両論であり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第73号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、(3) 議案第75号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)については、いずれも質疑なく、お諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4) 議案第79号 (仮称) 総合福祉会館用地の取得については、理事者より説明の後、委員より、①借地の契約は具体的に話し合っているのか、②平成19年度買収予定地の面積等の質疑があり、お諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5) 議案第80号 奈良県後期高齢者医療広域連合の設立については、委員より、①保険料の設定等についてはどうなっているのか、後期高齢者医療制度を立ち上げることに疑問、県レベルでなぜしないのか。市町村ですることは不自然、資格管理、資格証の発行に市町村でばらつきがある。足並みをそろえる調整は等の質疑がありました。

本件については討論を要するとの申し出があり、賛否の討論を行うことといたしました。

初めに、本案を可決することに反対の意見として、この間の高齢者を取り巻く社会保障の問題では色々な制度が行われ、複雑になってきている中で、さらに国の負担割合を減らすために国からの施策が押しつけられている。そんな中であって、75歳以上の後期高齢者の皆さんに新たな健康保険制度を立ち上げる意味が理解出来ない。県下全市町村による広域連合という、組織的にも明確でない。町に責任があるわけではないことは承知しているが、国のやり方に我慢出来ない。高齢者の医療費が高騰している中で、小手先のやり方で地域高齢者の医療が守られるのか。市町村としての当町も、町民の皆さんの健康保持をやっていけるか心配。保険料の滞納についての資格証発行についても明記されている状況にあり、介護保険料と同じように普通徴収となった時、滞納の中では資格証を簡単に発行出来る状況になるのではないかという心配がある。組合議会の中でそうしたことについて慎重な取り計らいをされるべきであるとの意見がありました。

次に、可決することに賛成の意見として、この制度を利用する高齢者とそれを支える若年者が共通の理解と認識が出来る仕組みになること、財政的なりスクを少なくするために広域化するという目的を理解する。法律では、19年3月までに都道府県ごとに全市町村が加入して制度の運営を行う広域連合を設立することになっており、準備委員会を立ち上げ設立のための規約について本議会に議決を求めている。法律に基づいて行われる制度であることから、その施行については遅滞なく進めていく必要があると思っている。運営主体となる広域連合については、速やかに設立し、制度の移行について漏れなく準備に当たっていただかなければならないと考えている。県下39市町村の議会において、この規約が諮られているところであり、本議会としても規約に賛成することとし、その事務を円滑に準備していただくよう期待するものである。私たち住民の立場からすると、広域連合という新たな体制で制度が運営されることであり、これまでと同じように安心して適切なサービスが提供されることを切に望み賛成するとの意見がありました。

本案については賛否両論であり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、(6) 議案第85号 西和衛生試験センター組合規約の変更について。委員より、①収入役廃止に伴い、会計管理者を置くことになるのか、どういう階級の者を置くのかとの質疑がありました。本件についてお諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(7) 議案第86号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更について、(8) 議案第88号 老人福祉施設三室園組合規約の変更については、委員より質疑もなく、お諮りしたところ、いずれも当委員会としてそれぞれ満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(9) 陳情第5号 安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師等の増員を求める陳情書については、委員より、奈良県は他府県と比較し医療体制は厳しい状況にあり、私たちの生命にかかわる問題なので、陳情書としての意見書の提出をお願いしたいとの意見がありました。お諮りしたところ、当委員会として満場一致で採択すべきものとし、当委員会委員の連名で本会議最終日に意見書案を提案することといたしました。また、周産期医療についても同様に提案することといたしました。

次に、2、継続審査について報告いたします。

(1) (仮称) 総合福祉会館整備計画について、理事者より、(仮称) 総合福祉会館用地の用地買収については、南側の用地を除き北側の用地の購入を今年度中に行うため用地取得についての議決をお願いしたいとの説明があり、委員より、①足湯・歩行浴があるが、夜間の整備は、また犬の散歩、ふん等があるが、管理者はどのように考えているか。②小吉田自治会の要求書はどこまでこたえられるのか。③入札方式については十分考慮してほしい等の質疑があり、理事者から、自治会等の要求書について、地元とも十分協議しすり合わせをしていきたい。入札は、制限付一般競争入札で、空調、電気は分離発注を考えており、3月議会に議案上程を予定しているとの答弁がされています。本件については、報告を受け了承したということで終わりました。

次に、3、各課報告事項として、(1) 議案第61号 審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例についてのうち、当委員会所管に属するものについての説明を受け、質疑もなく、本件について当委員会として了承することに決しました。

次に、(2) 議案第72号 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)についてのうち、当委員会に属するものについて説明を受け、本件についても質疑はなく、当委員会としてこれを了承することと決しました。

次に、理事者から他に報告がないかとお聞きしたところ、町長から、①グループホームについて、興留東団地町営住宅の中で出来ないか担当とも相談している。入居者の移転もなく補修の必要があること。②シルバー人材センターの事務所について、あゆみの家の跡地で2階建てプレハブの打診をしているところであるとの報告がありました。

次に、4、その他について、委員より質疑等をお受けしたところ、全国的に猛威をふるっているノロウイルスについて、近隣病院、町内において発生していることはないかとの質問に対し、町長より、あくなみ苑、第二慈母園で発生したとの説明を受けました。

以上が、厚生常任委員会の審議の概要と結果であります。詳細は会議録に整理いたしておりますので、よろしくお願いたします。

以上で、厚生常任委員会委員長報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長(中川靖広君) 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。8番、坂口委員長。

○総務常任委員長(坂口 徹君) それでは、総務常任委員長報告をさせていただきます。

本会議より付託を受けました議案等の審査を行うため、12月14日、全委員出席のもと総務常任委員会を開会いたしましたので、その概要と結果について報告いたします。

まず初めに、付託議案であります（１）議案第５９号 斑鳩町の副町長の定数を定める条例について、理事者より説明を受けた後、委員より、収入役を会計管理者にされた意義はどこにあるのか、諸規則の改正が必要になると思うが、その手続はどのようになっているのか、会計管理者の位置づけについて等質疑があり、それぞれ答弁されております。本案についてお諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（２）議案第６２号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、理事者より説明を受けた後、委員より、削除することについて委員の方の了解は得ているのかという質疑があり、了解を得ているとの答弁がありました。本案についてお諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（３）議案第６３号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてと、各課報告事項の（１）議案第６１号 審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例については、当委員会の所管に係るものもあり、関連することから、あわせて説明を受けることといたしました。委員より、この条例の中身を見てみると、非常にわかりづらい内容となっている、条例とは誰が見てもわかりやすいものであるべきだと思う、別表を３区分に変えてはどうか等質疑、意見があり、理事者より、別表については今後検討したいとの答弁がありました。また、委員より、検討したことを報告してほしいとの意見もあり、本案についてお諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（４）議案第６４号 斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、理事者より説明を受けた後、委員より特段の質疑もなく、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（５）議案第６５号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、理事者より説明を受けた後、委員より特段の質疑もなく、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（６）議案第６６号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、理事者より説明を受けた後、委員より、退職手当への影響についての質疑があり、４１万２，８００円の減であるとの答弁がありました。本案についてお諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（７）議案第６７号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、理事者より説明を受けた後、委員より、３人目以降の増額を検討し

ていただきたいとの意見があり、これについて答弁されております。お諮りしたところ満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（８）議案第６８号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、理事者より説明を受けた後、委員より特段の質疑もなく、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（９）議案第７０号 斑鳩町学校施設整備計画審議会設置条例を廃止する条例について、理事者より説明を受けた後、委員より若干の質疑がありましたが、それぞれ答弁されております。本案についてお諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（１０）議案第７１号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、理事者より説明を受けた後、委員より特段の質疑もなく、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（１１）議案第７２号 平成１８年度斑鳩町一般会計補正予算（第３号）について、理事者より説明を受けた後、委員より特段の質疑もなく、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（１２）議案第８１号 奈良県市町村会館管理組合理約の変更について、（１３）議案第８２号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の変更について、（１４）議案第８３号 奈良県市町村職員退職手当組合理約の変更についての３議案は地方自治法の一部改正に伴い規約の変更が行われるもので、一括して説明を受けることといたしました。委員より特段の質疑もなく議案第８１号、議案第８２号、議案第８３号は、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（１５）議案第８４号 王寺周辺広域市町村圏協議会規約の変更について、理事者より説明を受けた後、委員より特段の質疑もなく、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（１６）議案第８７号 西和消防組合理約の変更について、理事者より説明を受けた後、委員より特段の質疑もなく、満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、継続審査案件の斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。

まず、史跡藤ノ木古墳整備工事の進捗状況について、史跡地外周の側溝をはじめとする構造物の施工を行っている。墳丘の整備状況では、表土のはぎ取りが完了し、盛土の

準備を行っている。また、12月からは石室内部の石材等の修復作業に着手しています。

次に、（仮称）文化財活用センターの実施設計（案）について、基本設計からの変更点の説明があり、展示室において、屋根を支えている柱について、当初撤去を考えていたが、詳細な構造計算の検討を行った結果、柱を残し、展示室のレイアウトの一部を変更して対応することとなった。それに伴い、映像ホールや情報ホールについても、一部変更をされている。管理棟においては、作業室を設ける計画をしていたが、福社会館が移転する計画となっていることから、そちらを再活用することとなり、作業室の設置を取りやめ、会議室の位置の変更や特別収蔵庫に前室を設けることとなりました。委員より、受付の人員の配置について、石室内部に変化はないのか等質疑があり、それぞれ答弁されております。

以上、継続審査案件については、説明を受け了承したということで終わりました。

続いて、各課報告事項についてであります。

（2）第3次斑鳩町総合計画前期実施計画の総括については、平成13年度から17年度までの前期計画で、303事業を登載し、毎年秋に進捗管理を行ってまいりましたが、前期の計画期間が終了したことから、この「総括」を取りまとめたとの報告があり、委員より町債についての質疑があり答弁されております。

次に、（3）斑鳩町制60周年記念事業については、町制60周年を迎えるに当たり、これを一つの区切りとして町の歩みを振り返りながら、今後の新たなまちづくりに資することを目的に、今まで行ってきた各種事業を60周年記念事業と位置付けて行いたい。期間は、1月1日から12月31日までで、記念式典を2月12日に執り行いたいとの報告があり、委員より、いかるがホールが10周年に当たることから、ホールで実施するものについてはそれをあわせて出来ないか、秋祭りの子ども御輿の今後について等質疑、意見がありました。

次に、（4）差し押さえ財産の公売等については、来年の1月24日に奈良総合庁舎において、斑鳩町と奈良県、奈良市、生駒市、平群町と合同で公売を実施することとなり、当町として公売する差し押さえ物件は、東小北側の住宅地で面積は176平米である。この公売は入札にて行うこととしており、入札参加方法については、12月18日に公売公告をし、県と各市町の広報紙及びホームページに掲載して広く周知を図っていくこととしており、12月19日には合同で報道発表することとしているとの報告があり、委員より、最低価格はあるのか等質疑があり、答弁されております。

以上、各課報告事項については、報告を受け了承したということで終わりました。

最後に、その他について、委員より、幼稚園での不審者侵入に対する対応で、ピストルのようなものでネットを撃ち出す装置の導入を検討出来ないか、閉会中の委員会における事前説明のあり方について等質疑、意見がありました。

以上が、総務常任委員会における審査の概要と結果であります。なお、詳細につきましては、会議録に整理しておりますので、ご一読いただければと思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程4、都市基盤整備特別委員長報告について、都市基盤整備特別委員長の審査結果報告を求めます。1番、嶋田委員長。

○都市基盤整備特別委員長（嶋田善行君） 都市基盤整備特別委員会の報告をさせていただきます。

本会議より付託を受けました議案等の審査を行うため、12月11日当委員会を開会いたしましたので、その概要と結果についてご報告いたします。

まず初めに、付託議案であります議案第60号 法隆寺駅南北自由通路設置条例についてを議題としました。

理事者より、平成19年3月に供用開始予定のJR法隆寺駅南北自由通路を公の施設として町が設置、管理する旨の説明及び条文の各条ごとの説明や条例施行に関し占用許可申請、許可書の交付、占用の廃止等の手続方法と様式を定めた法隆寺駅南北自由通路設置条例施行規則の説明、また自由通路の範囲などを図面で示されました。

委員より、3条2項の意味と内容について、占用について、範囲が限られてくると思われるが町の認識は、終電から始発までの自由通路の管理についての町の見解は、自由通路の範囲について現場で目視出来るのか、深夜でも安心して通行出来るように検討してもらいたいなどの質疑、要望があり、それぞれに答弁がなされました。

本案についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。次に、継続審査案件であります。

都市計画道路の整備促進に関することについて。

いかるがパークウェイについて、理事者より、稲葉車瀬区間において、詳細設計業務が2月ごろにまとまる予定であることから、工事着手に向け地元とも協議を進めたい。橋梁工事に関しては、来年度渇水期に工事着工の予定であり、工事着手時期が明確になれば、地元説明会を開きたい。小吉田モデル区間より東側については、年度内に幅杭を

設置するため、地元関係者と説明会の開催について協議中である。また、国道25号線龍田交番から西側点滅信号までの北側歩道設置については年明けから工事着手予定で、年度内完成の見込みであるとの報告がありました。

委員より、公共下水道工事と重なってくると思われるが、通行及び工事等に事故のないように注意してもらいたいとの要望がなされました。

続いて、法隆寺線についてであります。理事者より、前回委員会より後1件の地権者と交渉したが、理解を得るに至っていない。今後も協力いただけるように努めていきたいとの報告がありました。

その他の路線については、特段説明することがないとのことでした。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについてであります。理事者より、補正予算（第3号）のうち、当委員会に係る法隆寺駅周辺整備に関し、歳入として、交通安全施設等整備事業補助金の要望額を上回っての配分があり625万円の増額補正、それに伴ってJR法隆寺駅周辺整備事業債310万円の増額補正、歳出として、要望額を上回ったことから、南口駅広場の整備として工事費及び工事に必要な用地を取得するため、工事請負費502万円、公有財産購入費680万円の計1,182万円の増額補正との説明。次に、本年度工事を予定していた4-1号線の用地交渉が、まだJR側と協議中であり、年度内着工が出来ないため、JR法隆寺駅周辺整備事業費のうち8,386万9,000円を繰り越したい。地方債の限度額の引き上げとしてJR法隆寺駅周辺整備事業の町債310万円の引き上げにより限度額を1億3,910万円から1億4,220万円にするとの説明がありました。さらに、工事の現況について、11月末現在の全体の進捗率は約60%で、概ね順調に進捗しているとの説明があり、委員より特段の質疑はなく、了承いたしました。

以上が、開会中における当委員会の概要報告であります。詳細につきましては会議録をご一読いただきますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程5、議会運営委員長報告について、議会運営委員長の審査結果報告を求めます。7番、小野委員長。

○議会運営委員長（小野隆雄君） それでは、開会中の12月18日に開催いたしました議会運営委員会で審議いたしました内容についてご報告をいたします。なお、さきの全員協議会でもご報告いたしておりますことから、重複する部分もありますが、当委員会が本定例会初日に本会議から付託を受けました議案第61号の審議内容について少し詳

細にご報告申し上げます。

全委員出席のもと、議案第61号 審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例については、各常任委員会で所管する条例改正部分の説明がされ、一定の了承が得られていると思いますが、そうしたことも踏まえ審議を進めていき、また当委員会の継続審査の②附属機関等の委員選出基準等の見直しについても、相互に関連することから一括議題とし、あわせて審議をいたしました。

担当課長から、今までの経緯等を含めた提案説明を受け、質疑、ご意見をお受けいたしました。

委員から、第1条の斑鳩町附属機関設置条例の別表の表現があいまい、整理に一貫性がない、表示の仕方は意味が通じない等の意見が出され、さらに平成12年3月議会で議決された内容と例規集に掲載されている内容が合致しないとの指摘がありました。この条例は、平成12年3月に制定されて以来今日まで改正された形跡がないことから、委員会を休憩とし、その原因を調査いたしました。残念ながら確たる経緯、原因が見つからなく、委員会として取りまとめをすることとし、その結果、第1条を議員皆様に配付いたしておりますように修正することでまとめ、再開後この件で提案いたしました。

委員からは、議決された事項と公布された事項とに違いがあることは大変ゆゆしきことであり、原因究明と再発防止策を早急に図るよう強い要望がありました。この後、第1条を委員会修正し、修正部分を除く原案についての質疑、ご意見をお受けしたところ、若干の質疑、ご意見があり、一定の答弁がなされています。質疑を終結し、修正部分を除く原案についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

これらのことから、議案第61号については、当委員会として、第1条を修正し、全委員異議なく修正後の条例案について可決すべきものと決したものであります。

なお、一括議題といたしておりました継続審査附属機関等の委員選出基準等の見直しについての審査は、この時点をもって終了といたしました。

以上が、本定例会初日に本会議から付託を受けました議案第61号 審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例についての審議概要と結果であります。詳細につきましては、後日会議録に整理させていただきますので、ご覧いただければ幸いです。

これをもちまして議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

うございました。

○議長（中川靖広君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

議案第59号 斑鳩町の副町長の定数を定める条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第59号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第60号 法隆寺駅南北自由通路設置条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第60号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第61号 審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例についてをお諮りいたします。本案については、先ほどの議会運営委員長報告のとおり委員会修正であります。委員長報告のとおり、修正可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第61号については、委員長報告のとおり満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第62号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第62号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第63号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質

疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第63号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第64号 斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第64号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第65号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第65号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第66号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第66号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第67号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第67号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第68号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第68号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第69号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。13番、木澤議員。

○13番(木澤正男君) それでは、議案第69号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

現在、市町村国保の状況は、格差拡大の社会情勢の変化の中で大きく変わってきており、以前と比べて、現役世代よりも退職者や自営業者などの加入率が高くなってきています。そのため、保険税収入も年々下がってきており、国保加入者にとっては、もはやこれ以上保険税を引き上げることは困難な状況であります。

また、国民健康保険は、他の保険に入れない人たちの受け皿としての役割を担っています。しかし、そうした社会保障としての機能を兼ね備えた制度であるにもかかわらず本来国が担うべき負担は、1984年の改悪で、国民健康保険への国庫負担率が45%から38.5%に削減されたままになっており、そのことが原因で保険者である市町村や被保険者である住民にそのしわ寄せが来ているという点は、本当に許せません。国庫負担の削減が国保税高騰の最大の原因になっていることは明らかであり、国は約束どおり国庫負担をもとに戻すべきです。

また、昨年の老年者控除や公的年金等控除の廃止によって、65歳以上の高齢者は住民税が値上がりしました。さらには、増税とあわせて国民健康保険や介護保険の保険料が引き上がるなど、二重三重の負担増となっている時期に、保険税率引き上げの改定をすることは問題があると考えます。住民税は、今年だけでなく3年間の経過措置がとられているので、来年にも引き続き1,800人の方が増税となります。ただでさえ毎年年金が減らされ収入はふえる見込みがない中で負担ばかりが重くなれば、税の滞納者がふえることや、生活自体が立ち行かなくなる人も出てくるのではないかと心配されます

また、もう1点、時期的な問題では、今後、後期高齢者の医療制度を立ち上げようとしており、その支援金が確定されれば、また保険税の改定をしなければなりません。なぜ、そのことがわかっていながら、支援金が未確定の今の状態で税改定をするのかとい

う点も納得が出来ません。

また、もう1つの問題は、介護納付金として繰り出しをしている部分が国保財政の大きな負担になっており、そのことが赤字の大きな要因になっているという構造上の問題があり、平成17年度では3,331万円の赤字となっています。国保の財政を立て直そうとすれば、この点を抜本的に改善するということが求められますが、これらは法令で定められている部分でもあり、市町村だけで解決出来る問題ではありません。

そうしたことから、町として、今後さらに国に対して、制度の見直しや国庫負担をもとに戻せという声を上げていただきたい。さらには、これまでどおり住民の暮らしと健康を守るという立場で、資格証明書の機械的な発行はせず、町として出来る最大限の努力をしていただきますよう強く要望いたしまして、私の反対討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） それでは、議案第69号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本条例に賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

本町の国民健康保険は、ここ数年、国民健康保険税と保険給付の均衡が保たれていない状態が続く中で、決算においても多額の赤字を累積している事態となっており、その財政運営につきましても、非常に厳しく困難な局面に立たされております。

全国的に、国民健康保険には、高齢者や退職者が多く加入をしており、その財政的な基盤は脆弱であると言わざるを得ませんが、しかしそのような中であっても、現在の多額の赤字をこのまま放置することは出来ないものと考えます。国民健康保険の財政立て直しが急務であることは明確であり、今後赤字を出来る限りふやさないための処置を講じていかなければならない必要があると考えております。

このことから、今回提案の国民健康保険税の改定については、被保険者の負担増についても配慮されていることや、平成8年以来の改定であることなどを考慮いたしますと現行制度の範囲の中においては、やむを得ないものではないかと考えているところであります。

しかし、今回の税改定だけでは赤字の発生を止めることは困難であることから、町におかれましては、税率改定に当たって出されました国民健康保険運営協議会の答申を十分に尊重され、国民健康保険税の収納率のさらなる向上及び保健事業の積極的实施など

引き続き最大限努力されるよう求めると共に、財政立て直しのためのあらゆる方策を研究していただきますことをお願いいたしまして、私の賛成意見とさせていただきます。
議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって議案第69号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第70号 斑鳩町学校施設整備計画審議会設置条例を廃止する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第70号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第71号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第71号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第72号 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第72号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第73号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第73号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第74号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第74号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第75号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第75号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第76号 平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第76号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第77号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その1)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第77号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第78号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その2)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第78号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第79号(仮称)総合福祉会館用地の取得についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第79号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第80号 奈良県後期高齢者医療広域連合の設立について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。13番、木澤議員。

○13番(木澤正男君) それでは、議案第80号 奈良県後期高齢者医療広域連合の設立について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、この後期高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者を政府管掌保険や企業の組合保険、公務員の共済などから切り離し、独立した保険として設立するものですが、すべての後期高齢者が、介護保険と同様に年金から天引きという形で保険料を徴収されます。これまで政府管掌の健康保険に子どもの扶養者として加入している後期高齢者の負担はゼロでしたが、制度が設立されることによって新たに保険料が発生します。また国民健康保険の扶養者の場合は、斑鳩町では均等割1人分が年間2万2,800円でしたが、これが今後どうなっていくのか全くわかりません。

また、国会審議の中で、政府は診療報酬を後期高齢者の特性にふさわしい診療報酬体系にすると答弁するなど診療報酬を引き下げようとしており、これでは手抜き医療になる危険があります。

また、制度が複雑化する中で、今後町の負担がどうなっていくのかもわかりません。単純に見て、広域連合の運営、事務経費の負担など、これまでになかった経費が新たに発生することや、町の裁量権のないところで広域連合の言うがままに負担が強制されるおそれがあります。

また、資格証明書の発行についても、現在斑鳩町は極力発行しないように努力をしましたが、広域連合に組み込まれることによって、機械的に発行されてしまうのでは

ないかと心配されます。資格証明書の発行については、今後、組合議会の中で、後期高齢者の健康を守るという立場で慎重な議論を行うべきだと考えます。

また、今回の広域連合というのは、国が法律で設置し全市町村に加盟を義務づけて、脱退も認めないなどと異例づくめの組織です。規約案を見る中では、参加する市町村議会への報告が明記されておらず、また39もの市町村があり、より広域であることから、各自治体の意見が反映されにくくなってしまうことや、さらには後期高齢者の意思反映の保証がありません。さらには、責任の所在が最終的にどこにあるのかという点で非常にあいまいです。こうした幾つもの点において、実際にやってみないとわからないというのが正直なところであり、現時点では不明確なものが多過ぎます。

以上のことから、広域連合設立を議決することは、住民に責任を持つ議員として無責任であり、今の時点で広域連合の設立には反対であるということを申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） それでは、議案第80号 奈良県後期高齢者医療広域連合の設立について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

団塊の世代の退職を控え、今後、本町も確実に、そして急速に高齢化が進んでいくことと思います。高齢者の疾病は、重度化、長期化しやすいなど、若い人たちの症状とは全く違うものであり、だれもがいつでも安心して医療を受ける体制を継続することが非常に大切なものであると考えているところであります。

一方、ふえ続ける高齢者の医療費については、当然高齢者だけで支えきれものではなく、現役世代の人たちの支援があって初めてその医療が確保されるものであると考えます。

このような中から、平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度は、医療を受ける高齢者と制度を支える現役世代の人たちが、適切なバランスのもとで負担を分かち合うと共に、給付と負担の関係を明確にするというものであると聞いております。また、県を1つの単位として広域で実施するということにより、市町村おのおので行うよりも財政的なリスクを低減することも可能にするものであるとも聞いております。この制度は法律により定められており、これに係る事務も多大であると考えますと、円滑な制度施行のために速やかに実施主体である広域連合を設立し、着々と準備していただくことが

重要であると考えているところであります。

最後に、この制度に移行するに当たり、高齢者の方々が戸惑われることも予想されることから、手続や相談に、より親切丁寧な対応をされることをお願いいたしまして、私の賛成意見とさせていただきます。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。原案のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって議案第80号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第81号 奈良県市町村会館管理組合規約の変更についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第81号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第82号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第82号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第83号 奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第83号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第84号 王寺周辺広域市町村圏協議会規約の変更についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第84号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第85号 西和衛生試験センター組合規約の変更についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第85号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第86号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第86号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第87号 西和消防組合規約の変更についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第87号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第88号 老人福祉施設三室園組合規約の変更についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第88号については、満場一致で可決いたしました。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配付いたしております追加日程1、発議第10号 医師・看護師等の増員を求める意見書について、追加日程2、発議第11号

総合周産期母子医療センターの設置と周産期医療体制の充実を求める意見書について
を日程に追加し、日程の順序を変更し先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって、追加日程1、発議第10号 医師・看護師等の増員を求める意見書について、追加日程2、発議第11号 総合周産期母子医療センターの設置と周産期医療体制の充実を求める意見書についてを日程に追加し日程の順序を変更し先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1、発議第10号 医師・看護師等の増員を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。11番、三木議員。

○11番(三木誓士君) それでは、

発議第10号

医師・看護師等の増員を求める意見書について

標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年12月20日提出

議会議員

三 木 誓 士

里 川 宜志子

浅 井 正 八

木 田 守 彦

意見書本文を読み上げて意見書の提案説明とさせていただきます。

医師・看護師等の増員を求める意見書

医療事故をなくし、安全・安心でゆきとどいた医療・看護を実現するためには、医療従事者が社会的な使命や誇りを持って働き続けられる職場づくりが不可欠である。

しかし、医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、医師や看護師等の不足が深刻化している。

「安全・安心のコスト保障」が必要であり、診療報酬などによる財政的な裏付けを行い、欠員をただちに補充するとともに、大幅増員を実現することが切実に求められている。過酷な労働条件を改善するための夜勤日数の上限規制や、地域や診療科における医師の確保などの法整備が必要である。

また、産婦人科医の減少は深刻で出産適齢期（20～39歳）の女性が出産できる病院・診療所の数は、民間を合わせてこの8年間で1996から1469病院（26.4%）減り、特に国立病院では33.6%となっている。

よって、下記事項のとおり、予算の拡充・診療報酬の改善を行い、現場での増員を保障する医師・看護師等の確保対策の強化を要望するものである。

記

1. 医師・看護師など医療従事者を大幅に増員すること。
2. 診療報酬などの財源的な裏付けを行い、夜勤日数を月8日以内に規制することや地域での医師の確保などの法整備を行うこと。
3. 看護学校等を増やし、院内保育所を充実させるなど、看護師確保対策を強化すること。
4. 地域医療を充実させるために、医師確保対策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月20日

奈良県斑鳩町議会

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することについてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって追加日程1、発議第10号 医師・看護師等の増員を求める意見書については、満場一致で可決いたしました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

ただいまの発議第10号の可決により、陳情第5号 安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師等の増員を求める陳情書については採択されたものとみなします。

続いて、追加日程2、発議第11号 総合周産期母子医療センターの設置と周産期医療体制の充実を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 発議第11号について提案の説明をさせていただきたいと思っております。

まず、議案書を読み上げさせていただきます。

発議第11号

総合周産期母子医療センターの設置と
周産期医療体制の充実を求める意見書について

標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年12月20日提出

議会議員

三木誓士

里川宜志子

浅井正八

木田守彦

この意見書を提案させていただくには、まず総合周産期母子医療センターの設置が全国で8県のみ未設置となっている中に奈良県が入っていること、そして、まず産む母体生まれてくる赤ちゃんの問題は、少子化対策の中でも最優先されるべきものである。また、先般柿本知事が任期を待たず辞職を表明され、この件についてどうしてももっと明確な方向を出していただきたいという思いをもって意見書をまとめさせていただきました。この意見書を読み上げさせていただきます、提案説明とさせていただきます。

総合周産期母子医療センターの設置と
周産期医療体制の充実を求める意見書

近年、診療体制の整備された分娩環境や極小低体重児に対する最善の対応など、充実した周産期医療の需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する、総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図ることが求められている。

国は、すでに平成8年5月に「周産期医療対策整備事業の実施について」（当時の厚生省・児童家庭局長通知）を都道府県に送り、「周産期医療システム整備指針」を示して、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等のシステム整備を行うよう求めている。

奈良県においては、近年急速に少子化傾向が進み、直近の合計特殊出生率も1.12となり、東京都に次ぐ全国ワースト2となっている。少子高齢化社会を迎え、重要とされる少子化対策に、さまざまな取り組みが提起されているが、分娩を扱う医療機関についてみると、県下39市町村のうち26の市町村で分娩取り扱い医療機関がないという状況になっている。特に県南部や山間部での事態は深刻で、僻地医療を担う県立五條病

院の産科廃止という事態も、県民に言い知れない不安をもたらしている。

こうした状況のなかで、本年8月に町立大淀病院で、分娩中の妊婦が意識不明の重体に陥って、他の医療機関への受け入れを依頼したが、19もの病院から断られていたことが判明した。この妊婦は6時間後に収容された大阪の国立循環器センターで、男児を出産した後死亡されるという痛ましい結果を招いている。

奈良県においては、県立医科大学病院にMFICU（母体・胎児集中治療管理室）6床及び後方病床12床とNICU（新生児集中治療管理室）の後方病床30床を整備し、総合周産期母子医療センターを設置するとしているが、必要とされる数には満たず、その整備については明らかになっていない。

さらに、地域周産期母子医療センターの整備については、県立奈良病院に設置する方向は示されているが、具体化はされていない。また、母体搬送に欠かせないドクターカーの導入についても検討課題とされているにとどまっている。

通常の妊娠・出産を受け入れる医療機関の減少が社会不安をもたらす一方で、増加傾向にあるハイリスクの妊娠・出産への対策は急務である。

よって、奈良県においては、一日も早く県立医科大学病院に総合周産期母子医療センターを設置するとともに、県立奈良病院と県南部地域に地域周産期母子医療センターを設置し、周産期医療体制の充実に努めるよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月20日

奈良県斑鳩町議会

以上をもって提案説明とさせていただきます。議員皆様のご賛同をいただけるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することについてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって追加日程2、発議第11号 総合周産期母子医療センターの設置と周産期医療体制の充実に求める意見書については、満場一致で可決いたしました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

続いて、日程6、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定

によって、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。それでは、各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査につきましてよろしくお願いを申し上げます。

続いて、日程7、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。それでは、議会運営委員会には、閉会中の審査につきましてよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長(小城利重君) 平成18年第5回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る12月4日の開会から本日まで、斑鳩町の副町長の定数を定める条例についてを含め33議案を提出させていただき、また議会から提案していただきました1議案についても、議員皆様方には終始ご熱心にご審議を賜りありがとうございます。そのうちの議案第61号 審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例については、皆様のご配慮によりまして修正を加えていただく中、ご可決を賜りました。また、その他の議案につきましてもすべて原案どおりご承認を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本議会で議員皆様方から賜りましたご意見やご指摘に対しましては、その内容を十分認識し、今後の行政運営に反映させてまいりたいと考えております。また、平成19年

度予算の編成に向けましては、財政状況はさらに厳しい状況ではございますが、議員皆様方からいただきましたご意見等を十分念頭に入れながら、財政健全化に向けた取り組みを行い、職員ともども町政発展に邁進してまいりたいと考えております。今後とも、さらなるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、平成18年も残すところあとわずかとなり、寒さも一段と厳しさを増す時期でもありますが、議員皆様方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛の上よい年をお迎えいただきますよう念じまして閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもちまして、平成18年第5回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午前11時03分 閉会）